主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人大野幸一の上告趣意は、単なる法令違反の主張であつて適法な上告理由に あたらず、弁護人畠山国重、同星野卓雄の上告趣意中、違憲をいう点は、当裁判所 昭和三二年一一月二七日大法廷判決(刑集一一巻一二号三一一三頁)の趣旨によれ ば、風俗営業等取締法八条が憲法三一条、三七条に違反しないことは明らかである から所論は理由がなく、その余は事実誤認、単なる法令違反の主張であつて適法な 上告理由にあたらない。

また、記録を調べても、刑訴法四一一条を適用すべきものとは認められない。 よつて、同法四〇八条により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。 昭和四四年一〇月一七日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	草	鹿	浅之:	介
裁判官	城	戸	芳 方	彦
裁判官	色	Ш	幸太臣	郎
裁判官	村	上	朝 -	_